

広報 りくぜんたかた

<臨時号⑥3>

【発行】

陸前高田市企画部協働推進室
(災害対策本部：学校給食センター)

平成23年5月25日

第1仮庁舎代表電話：0192-54-2111

仮設庁舎代表電話：0192-59-2111

おおふなとさいがいFMで、広報りくぜんたかた臨時号の内容など、毎日本市の情報を放送しています。周波数は80.5MHzで、午前8時、11時、午後2時、5時の4回放送しています。広報と合わせてそちらも利用してください。

義援金などの受付は5月26日からは給食センターそばの仮設庁舎で

5月16日(月)から25日(水)まで、市内各町を巡回して義援金などの申請受付を行ってきましたが、26日(木)からは、市役所仮設庁舎で申請を受け付けます。次の事項に留意し、申請がスムーズに進むようご配慮願います。

▽支給対象者

【人的被害】災害義援金(死亡または行方不明見舞金)と災害弔慰金の支給対象となる遺族の範囲・順位は、①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母です。

【住家被害】災害義援金(住家損壊見舞金)…居住する住宅が全壊または大規模半壊・半壊の場合
被災者生活再建支援金…全壊または大規模半壊の場合にそれぞれ対象となり、申請者は被災当時の世帯主となります。

▽提出(提示)書類

①申請書…各会場において受け付けの際に配布します。

②り災証明書…災害義援金(住家損壊等見舞金)と被災者生活再建支援金について、住家の被災状況を確認します。

③預金通帳、キャッシュカードなど…振込口座の情報を確認します。

④運転免許証、健康保険証など(提示)…申請者の本人確認書類が必要となります。

▽市外に避難した人の対応

市外に避難し、居住地が確認された人には、5月26日(木)以降、申請手続きについての案内を送付する予定となっています。

【注意事項】

死亡者・行方不明者にかかる災害義援金の支給については、**受給資格が同順位の人**(例：親が死亡した場合の子どもたち) **がいる場合、申請者以外の方の同意書が必要になります**ので、あらかじめご了承ください。なお、同意書の様式は受付会場に用意しています。

詳しくは、市被災者支援室(☎59-2111、内線16・17)まで。

◆軽自動車税納税証明書(継続検査用)の有効期限を8月30日まで延長

東日本大震災の影響から、本年度の軽自動車税の納付書発行を延期しています。

これに伴い、平成22年度軽自動車税納税証明書の有効期限は、5月30日(月)となっていますので、5月31日(火)以降に継続検査を受ける場合、証明書の有効期限が切れることから、軽自動車税納税証明書の有効期限を8月30日(火)まで延長しました。

なお、今回流失した軽自動車の税止めの手続きおよび平成23年度の軽自動車税の納付については、後日お知らせします。

詳しくは、税務課(☎0192-54-2111)まで。

◆仮設トイレにかかるお知らせ

現在、市役所仮設庁舎都市計画課では、仮設トイレの脱臭剤を配布しています。希望する人は、直接当課にお越しください。

また、仮設トイレの清掃や強風などによる転倒防止などは、利用者が責任を持って管理してください。また、水洗タイプの仮設トイレの水の補充についても、利用者が行ってください。

詳しくは、都市計画課(☎0192-59-2111)まで。

◆支援物資の一部供給制限について～市災害対策本部からのお知らせ～

東日本大震災の発生以来、被災した皆さんや、自宅に被害はないもののライフラインなどの関係から、炊事が困難な人に対しても支援物資をお届けしてきました。

現在、電気がほぼ市内全域で復旧し、水道も徐々に復旧区域が拡大し、その他の地域においても給水車により補給していることから、5月31日をもって自宅に被害がなかった人への食料の供給を取りやめることとし、仮設住宅に入居している人につきましても、震災から3カ月となる6月10日をもって取りやめることといたしますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

◆生活福祉資金「緊急小口資金特例貸付」のお知らせ～市社会福祉協議会から～

社会福祉協議会では、当面の生活資金を必要とする世帯を対象に、生活福祉資金「緊急小口資金特例貸付」の受け付けを行っています。

- 1 貸付対象世帯 東日本大震災で被災した世帯で、本市に居住または避難している世帯。
- 2 貸付額 世帯あたり、原則として10万円以内とします。
- 3 償還期限 2年以内（据置期間1年以内）
- 4 利率 無利子
- 5 手続き及び受け渡し 借入申込書を、市社会福祉協議会に提出します。貸付金の受け渡しは、原則、口座振込となります。（口座振込が不可能な場合は、現金交付も可能です）
- 6 貸付受付・相談窓口 市社会福祉協議会仮事務所（高田ドライビングスクール寄宿舎）
（☎090-1344-6497）まで。
- 7 受付時間 午前9時から午後3時まで（当面は、土・日も受け付けます）
- 8 持参するもの
 - (1) 実印（印鑑証明書が必要です。ない場合は、拇印で差し支えありません）
 - (2) 借入申込者本人の身分を証明できるもの（世帯全員分の住民票と健康保険証または、運転免許証、年金手帳など）※申し込みなどには、世帯主または主たる生計者がお越しくください。

◆陸上自衛隊第9音楽隊による演奏会を開催

陸上自衛隊第9音楽隊では、市内の各避難所で次のとおり演奏会を開催します。

▽日程

演奏日	時間	場所	対象
5月25日（水）	午後2時	小友小学校体育館	近隣避難所の人 被災地域住民 小・中学生
5月26日（木）	午後1時25分	広田小学校体育館	広田小・近隣避難所の人 仮設住宅入居者 被災地域住民、小・中学生
5月27日（金）	午後3時	下矢作保育園グラウンド	下矢作コミセン、近隣避難所の人 被災地域住民、小・中学生 （雨天延期）
5月28日（土）	午後1時	長部小学校体育館	長部小・近隣避難所の人 仮設住宅入居者 被災地域住民・小学生